

○ 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七号）（第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）</p> <p>三十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）</p> <p>（新設）</p>